

件名	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響が深刻化する中、議会として、放課後児童クラブの感染症対策を支援するための財源に充てることを目的として、令和2年6月及び12月に支給する議員の期末手当の額をそれぞれ6%減額するため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>令和2年6月及び12月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から、当該額に100分の6を乗じて得た額を減じた額とする特例措置を附則に規定します。</p> <p style="text-align: right;">＜新附則第6項関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		